

我が国の未来を拓く、 新たな大都市制度「特別市」

本市が実現を目指す「特別市」。まだ制度化されていない新たな大都市制度の実現という政策目標の達成に向けて、どのように制度の検討を行い、各方面への働きかけを行っているのか。指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」(担当市長:川崎市長)の4年間を中心に、これまでの取組を振り返る。

総務企画局 都市政策部
地方分権・特別市推進担当

担当係長 **今井 健明**

担当係長 **山田 悠介**

担当係長 **生川 明日香**

1 「特別市」はなぜ必要とされるのか

「特別市」とは、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体として都道府県の区域外となり、都道府県が現在担っている事務と市が担っている事務を統合して担う、新しい地方自治体の形である。

現在、本市も含めた指定都市は、都道府県の事務の約8割を担っているといわれるが、特別市においては、全ての事務を市が担おうとするものである。市内の事務を一元的に担うことで、効率的かつ機動的な大都市経営が可能となり、行政サービスの更なる向上につながっていく。

「特別市」が必要とされる背景には、人口減少時代の到来や東京都への一極集中の加速、経済の停滞など、日本が抱える危機的な状況がある。大都市が「特別市」となり、持続的に成長を遂げていくことで、周辺も含めた圏域をけん引していくことが期待される。そうした圏域の核となる都市が日本各地で誕生

すれば、多極分散型社会の実現にもつながっていく。

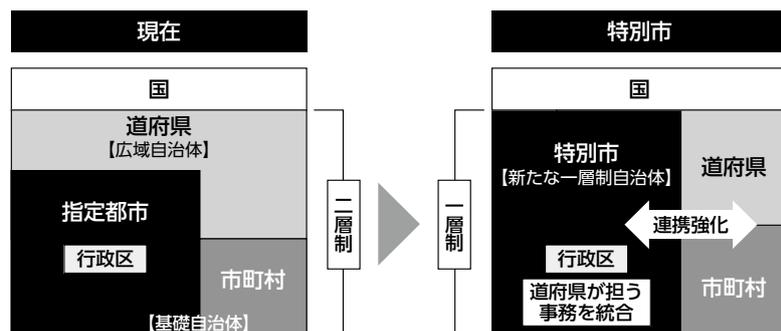
また、人口減少が進むと、単独で全ての行政サービスを提供することが難しい市町村が生じてくる可能性が国でも議論され、現実味を帯びてきている。そこで、自立的な行政運営が可能な大都市とその周辺のことは大都市に任せ、広域自治体である都道府県はその分のリソースを市町村の補完・支援に集中するという役割分担により、日本全体の行政運営を持続可能なものとしていくことも可能となる。

「特別市」は大都市だけが得をする一人勝ちの制度であると捉えられることもあるが、そのようなことはなく、自都市のみならず、近隣自治体や圏域、日本全体にまで好影響を及ぼしていく可能性を秘めているのである。

海外に目を向けると、ドイツのベルリンやカナダのトロント、韓国の済州など、各国における有数の大都市が一層制の自治体となることで力を発揮し、その国の経済をけん引している例は多く見られる。日

特別市制度の概要

- 広域自治体に包含されない一層制の地方自治体
- 現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な大都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組み



本の国際競争力の低下が懸念される中、世界の大都市と渡り合っていける大都市を生み出していくことが、日本経済の発展を支えていくことにもつながる。

なお、「特別市」について、時期によっては「特別自治市」という名称が使われることもあった。この点については、令和4（2022）年7月の指定都市市長会議での確認を経て、現在は「特別市」という名称を使用している。そのため、本稿においても、文書名など固有名詞化しているものを除き、時期を問わず「特別市」と統一して表記することとする。

2 大都市制度を巡る地方自治制度の歴史

まずは地方自治制度の歴史の中で、大都市制度がどのように成立し、現在に至っているのかを確認したい。

（1）戦前からの「特別市制運動」

「特別市」の実現を目指す動きは、近年に始まったものではない。歴史をひも解くと、その動きは戦前にまで遡る。明治21（1888）年、市制町村制の制定とともに、府県の合併・分割を経た47道府県（当時、都はなく東京府）が確定し、現在の47都道府県の形と、都道府県と市町村という二層制が成立した。

そのような中、当時の6大市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）は、大都市の自治権の確立と、二重行政等の弊害解消による効率的な大都市行政運営の実現のため、府県の区域外となることを目指す「特別市制運動」を展開した。途中、昭和18（1943）年に東京府と東京市を合体する東京都制が成立し、東京市が抜けて5大市となったが、「特別市制」を求める運動は続けられた。そして、戦後の昭和22（1947）年5月、日本国憲法と同時に施行された地方自治法において、「特別市制度」が創設された。「特別市」の法制化については、現実味のない構想ではなく、実は一度、実現した実績があるのである。

（2）「特別市制度」廃止と「指定都市制度」成立

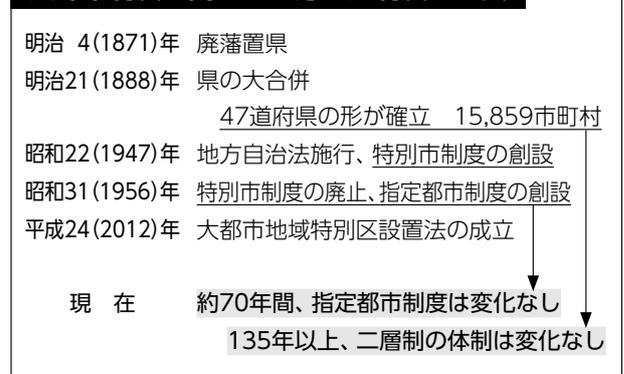
地方自治法により制度化された「特別市」であるが、5大市が区域から外れることを危惧した5府県（神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫）が反対運動を展開した。その結果、施行からわずか半年後の昭和22（1947）年12月に地方自治法が改正され、「特別市」

となる要件に関係都道府県の住民による住民投票が追加された。

この要件追加により、5大市と5府県の対立がますます激しくなる中、事態を重く見た国において、「特別市制度に代わる制度」を構築することで大都市問題の解決を図る方向が模索された。

その結果、昭和31（1956）年の地方自治法の改正により、「特別市制度」は廃止され、代わりに「指定都市制度」が創設された。府県の区域外として一層制の自治体とするのではなく、府県との二層制は維持したまま、大都市への事務配分の特例によって事務権限を移譲するもので、対立する両者の要求の「折衷案」、言い換えれば「妥協の産物」であったと評価される。

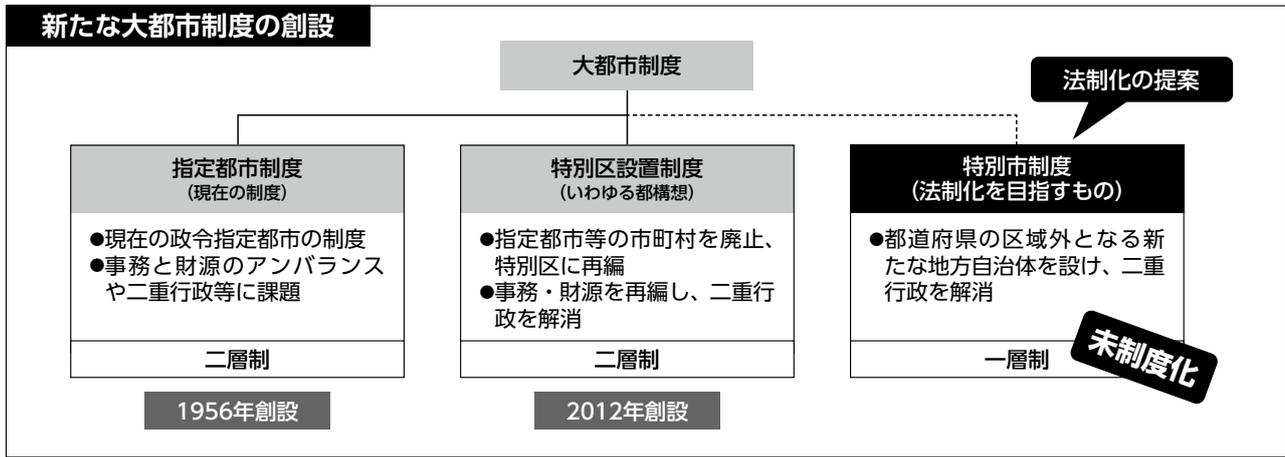
大都市制度に関する地方自治制度の歴史



地方自治法改正と同時に5大市が指定都市になり、その後も、本市をはじめ指定都市へ移行する市が続き、令和7（2025）年現在、指定都市は20市にまで及んでいる。妥協から生まれ、暫定的であったはずの制度が広がり続け、70年近く続いているのである。

（3）大都市地域特別区設置法の成立

「指定都市制度」の成立後、個々の事務単位での権限移譲や大都市特例の拡大は行われたが、大都市制度そのものの見直しは長らく行われなかった。50年以上が経過して行われた動きが、平成24（2012）年の大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）の成立である。同法は、平成22（2010）年に大阪維新の会が打ち上げた大阪都構想に端を発するもので、指定都市等の市町村を廃止し、その区域を分割して複数の「特別区」を設置する手続を定めたものである。道府県と指定都市の二重行政を解消するべきという課題認識は「特別市」とも共通するところであるが、その解決手法として、「特別市」とは逆に、広域自治体に



基礎自治体の事務権限を集約することを企図したもののといえる。

(4) 地域の実情に応じた大都市制度

大都市地域特別区設置法は、これまで東京都にしから認められてこなかった「特別区」を他道府県においても設置する道を開き、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにした(なお、同法成立後、大阪市では住民投票が2度実施されたが、いずれも反対が上回った。)。一方で、「特別市」については、地方自治法から廃止されたままで選択することができない状況となっている。指定都市市長会においては、地域の実情に応じて各都市が大都市制度を選択できるよう、「特別市」の法制化を求めているものである。

3 指定都市市長会と連携した本市の取組と国等の動向

上記のような長い歴史がある中、近年、本市や指定都市市長会、そして国は、どのような動きを見ているのか。本市や指定都市市長会が、国の動向や社会情勢に応じて、どのように戦略的に取組を展開してきたかを振り返りたい。

(1) 2010年代の動きと第30次地方制度調査会

「特別市」に関する動きが再び活性化するのは2010年代からになる。

指定都市市長会は、平成22(2010)年5月、「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」を公表し、大都市がそのポテンシャルを十分に発揮して日本全体をけん引するには、指定都市制度では不十分であるとして、「特別市」の創設を国等へ要請し

た。翌年以降も継続的に国への要請活動を実施している。

本市においても、同じく平成22(2010)年10月に「地方分権の推進に関する方針」を策定し、新たな大都市制度として「新たな特別市」を位置付け、平成25(2013)年5月には、「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」をとりまとめて公表した。

一方、国においては、平成23(2011)年8月に第30次地方制度調査会を発足させ、大都市制度のあり方の審議を行い、平成25(2013)年6月に答申をとりまとめた。その中では、「特別市」の意義として、二重行政が完全に解消される点や、政策選択の自由度が高まり日本全体の経済発展を支えることが期待される点が認められた。一方で、住民代表機能、広域犯罪対応、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスへの影響といった、検討すべき課題が存在するとも言及された。そして、早期の法制化は見送られ、「引き続き検討を進めていく必要がある」と締めくくられている。しかし、これ以降、国において具体的な検討の動きは近年まで見られない状況であった。

その後、本市では、平成29(2017)年3月に、本市が目指す地方分権改革の基本方向を盛り込んだ「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定し、基本方向の1番目に「特別自治市制度創設に向けた取組の推進」を位置付けている。

(2) 多様な大都市制度実現プロジェクト

【令和2(2020)年度～令和3(2021)年度】

指定都市市長会では、令和2(2020)年11月、有志の市長による政策提言プロジェクトとして「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置した。久元喜造神戸市長が担当市長となり、福田紀彦川崎市長も

メンバーとして参加した。

なお、このプロジェクトが目指すところは、全ての指定都市を一斉に「特別市」へ移行させるのではなく、プロジェクト名が示すとおり、「特別市」も含めて各市が選択できる多様な大都市制度を整備することである。そのため、「特別市」へすぐに移行することまでは考えていない市も参加している。

翌年11月には「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」をとりまとめ、「特別市」制度の概要や必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応等を整理した。

(3)本市の方針改訂と組織整備

「多様な大都市制度実現プロジェクト」における議論や報告を踏まえ、本市においては、令和4(2022)年2月に「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を5年振りに改訂し、「特別市」制度の基本事項を中心に見直しを行った。

そして、同方針に基づき、「特別市」制度の実現に向けた取組をより一層進めるため、総務企画局の都市政策部を改編し、令和4(2022)年度から新たに「地方分権・特別自治市推進担当」(翌年度からは「地方分権・特別市推進担当」に改称)を設置した。

(4)多様な大都市制度実現プロジェクト

〔令和4(2022)年度～令和7(2025)年度〕

指定都市市長会としても、令和4(2022)年度から新たなフェーズへと移行し、戦略的に更なる取組を進めるため、「多様な大都市制度実現プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)」を新たに立ち上げ、福田紀彦川崎市長が担当市長(プロジェクトリーダー)を務めることとなった(前年度までのプロジェクトと同名だが、新規に立ち上げられたもの)。

プロジェクトでは、「特別市」の法制化に向けた国全体での機運醸成を目標に掲げ、国、国会議員、経済界等への積極的な働きかけや指定都市が一体となった情報発信に取り組むこととした。また、それらの説明内容に説得力を持たせるため、制度の深化や説明資料の充実にも取り組むこととした。

プロジェクトの進行体制としては、参加市長が一堂に会する会議の場での議論を軸としつつ、そのための事前調整として事務レベルでの作業部会(課長級)や書面協議等を随時実施しており、令和6(2024)

多様な大都市制度実現プロジェクト

〔令和4(2022)年度～令和7(2025)年度〕

担当市長 川崎市長
副担当市長 横浜市長、名古屋市長
参加市長 仙台市長、さいたま市長、千葉市長、相模原市長、静岡市長、浜松市長、神戸市長、岡山市長、広島市長、熊本市長



年度からは、取組内容や働きかけ先等に応じてスピード感を持った対応が可能となるよう、関係する市長による柔軟な戦略調整の場を随時設ける等の工夫もして、取組を進めてきた。担当市長が川崎市長であるため、その全体のとりまとめは本市が中心となって担い、本市職員が他都市や指定都市市長会事務局、ときには国や関係団体とも協議・調整しながら、多方面に渡る取組を進めてきたところである。

(5)国、国会議員、経済界等への働きかけ

「特別市」の法制化を実現するためには、地方制度調査会での調査審議事項となることを含め、国に大都市制度の見直しの必要性を理解してもらう必要がある。そこで、国への働きかけとして、毎年の提言・要請活動のほか、総務大臣を指定都市市長会に招く機会を活用しての意見交換等を行っている。



総務大臣への要請活動の様子
〔令和7(2025)年12月〕

また、世論の後押しも重要な要素となることから、様々な関係者への働きかけにも取り組んできた。国会議員に対する働きかけとしては、各政党への要請のほか、指定都市選出の国会議員により超党派で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」との意

見交換を継続して実施してきた。経済界に対しても、日本経済団体連合会(経団連)や経済同友会などの団体へコンタクトを取り、意見交換など積極的に働きかけてきたところである。

こうした取組の結果により、これらの関係者とはいずれも、将来の我が国に対する危機意識を共有できているものと考えている。

(6) 制度の深化、説明資料の充実

「特別市」の法制化に賛同を示す関係者を更に増やしていくためには、ただ必要性を訴えるだけでなく、実際に「特別市」の制度面に対して指摘されている課題や懸念を解消し、「特別市」実現の効果をより具体的かつ明確に示す必要があると、プロジェクトとしては考えた。

そこで、制度の深化を図ることとし、他都市ともアイデアを出し合いながら考え方を調整し、有識者の意見を聞く等の工夫もしながら、これまで以上に制度面に関する議論を深掘りし、各市長の意向も直接確認して反映するなどして、これまでよりも踏み込んだ考え方を示すこととした。

また、「特別市」実現の効果を示す説明資料の充実として、図表も活用した分かりやすさを意識した上で、二重行政の解消による市内への効果という従来からの事例に加え、近隣自治体や圏域にもたらす効果の事例も示した事例集を作成し、大都市のことだけを考えた制度ではないことを示すようにも心掛けた。

(7) 指定都市が一体となった情報発信

「特別市」に関する広報は、それまでも各市において個別に行われていたが、指定都市として一体となった広報を展開していくために、指定都市市長会として初めて統一したポスター、チラシ等を作成した。また、プロジェクトとして重点取組期間を毎年設定し、広報活動の強化を図った。

毎年の指定都市市長会シンポジウムでも「特別市」を取り上げ、誰でも聴講できる形で開催した。開催市は毎年複数の希望市が担うものであるが、本市はプロジェクトリーダーとして「特別市」の実現に向けた取組を率先して行うという考えから、令和4(2022)年度から4年連続で開催市となっている。市長や学識者のほか、経済界、国会議員、県知事など、各回のテーマに応じて多様な有識者の登壇を調整してきた



指定都市市長会シンポジウム(令和7(2025)年2月)

ところであり、普段は一堂に会することが少ない登壇者によるパネルディスカッションによって、新たな知見や議論を喚起してきたものと考えている。

(8) 人口減少時代を見据えた要請、提言

プロジェクトによる取組期間中の令和5(2023)年12月、第33次地方制度調査会が終了したことにより、次の地方制度調査会の設置を見据える時期を迎えることとなった。そこで、プロジェクトとしても、次期地方制度調査会の調査審議事項に大都市制度が盛り込まれるよう重点的に取り組む方向に舵(かじ)を切った。そのためには、国への要請や提言の内容の更なる充実が必要と判断し、改めて現在の日本が抱える危機感と大都市制度改革の必要性の関係について整理することとした。

この点について、日本が抱える危機感として特に大きいのが「人口減少時代」の到来であることに着目した。既に減少局面に転じている日本の総人口は、2070年には現在の7割に減少し、生産年齢人口も大幅な減少が見込まれるとされている〔令和5(2023)年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口〕。また、令和6(2024)年4月に公表された人口戦略会議の分析レポートでは、全国の4割に当たる744自治体が「消滅可能性自治体」に該当するとされていた。

こうした日本を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、大都市が果たす役割や「特別市」の法制化を含めた大都市制度のあり方についての調査審議を次期地方制度調査会に諮問して議論を進めることを求める、「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」を令和6(2024)年7月にとりまとめた。その後、次期地方制度調査会に向けた検討を更に進めてもらうためには、有識者から成る研究会の場等においても指定都市市長会と

しての意見をしっかり聞いてもらう必要があるとして、「研究会の設置など」を求める文言を新たに加えた上で、同年11月に総務大臣へ要請を行った。

また、国への要請だけでなく、国会議員や経済界など多くの関係者にも、人口減少時代を見据えた日本の危機感と多様な大都市制度の必要性を理解してもらうため、提言の策定にも着手した。文言をまとめるに当たっては、指定都市のことだけを考えたものではなく、日本全体を考えての提言であり、国家戦略として議論すべき重要性が伝わるように留意した。

そして、同年11月、日本の地方自治制度のあり方を抜本的に見直す必要性和、大都市が果たす役割の重要性を整理し、「特別市」の早期法制化を提案する「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を策定した。ここで素案と位置付けたのは、指定都市市長会としての見解だけでなく、国や経済界等との意見交換も実施し、その結果を反映して最終的な提言にまとめようという意図からであった。そのため、当該提言（素案）の公表後には、これを用いて総務大臣や経済団体など関係者との意見交換を行い、「特別市」の必要性について訴えてきたところである。

人口減少社会を見据えた要請と提言

「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」

「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」

(9) 総務省によるワーキンググループでの議論

こうした時代に沿った要請や提言による関係者を巻き込んだ働きかけが成果として現れ、国においても公式な動きが見え始めることになる。令和6（2024）年12月、総務省は「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置して、大都市制度に関する議論を開始した。「特別市」を含む大都市制度に関する国の議論は、第30次地方制度調査会以来、約10年振りのことである。

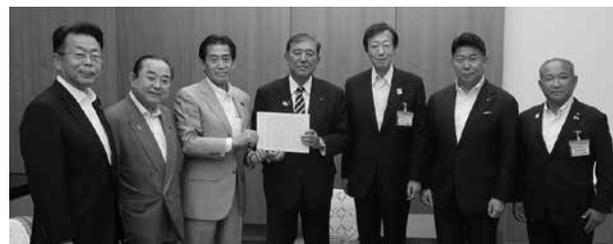
第2回のワーキンググループでは、「特別市」制度に関するヒアリングが実施され、指定都市市長会を代表して福田紀彦川崎市長が出席した。事前の質問予

告などない有識者からの真正面からのヒアリングであったため、指定都市市長会事務局や他都市とも連携し、事前準備を徹底した上で臨んだ。

令和7（2025）年6月には、ワーキンググループの報告書がとりまとめられ、「特別市」について一定の意義が認められるとともに、引き続き議論が必要とされた。そして、制度を検討する際の課題として、従前から示されてきた課題に加え、警察、医療、都市計画など、個別分野に係る論点も示された。

(10) 「指定都市を応援する国会議員の会」の決議

国への働きかけを一層強化するため、「指定都市を応援する国会議員の会」にも積極的に働きかけを続けてきたことにより、令和7（2025）年5月、約14年振りの全体会の開催に結び付いた。代理出席も含め、17名の指定都市市長と147名の国会議員が「特別市」の必要性について意見交換を行った結果、国会議員222名（当時）を擁（よう）する同会においても、次期地方制度調査会に大都市制度のあり方を諮問することを求める決議がなされ、同年9月には当時の内閣総理大臣への手交が行われた。その場には、指定都市市長会を代表し、会長の久元喜造神戸市長やプロジェクト担当市長の福田紀彦川崎市長、国会調整担当市長の本村賢太郎相模原市長も同席したところである。



石破内閣総理大臣（当時）への決議文の手交
〔令和7（2025）年9月〕

(11) プロジェクト報告書のとりまとめ

国や国会議員においても動きがある中、それらの動向を踏まえながら、迅速かつ的確に指定都市市長会として対応し、発信できるように取り組んだ。

令和6（2024）年11月に素案を公表していた「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」については、当該素案を用いた意見交換や議論の結果を踏まえた内容で、令和7（2025）年7月に策定し、発表した。

更にプロジェクトとして、令和4（2022）年4月からの約4年間に及ぶ議論を総括した報告書を取りまと

め、令和7(2025)年11月に公表した。その全体像は次のとおりである。

多様な大都市制度実現プロジェクト報告書

- 1 これまでの経過、プロジェクトの趣旨
- 2 現状認識
- 3 現状認識を踏まえて必要な対応
- 4 新たな大都市制度「特別市」
- 5 特別市制度に関する考え方
- 6 総務省ワーキンググループでとりまとめられた個別論点に対する考え方
- 7 特別市制度の法制化案
- 8 多様な大都市制度の早期実現に向けて
(※全文は指定都市市長会のウェブサイトに掲載)

これまでの提言や要請で示してきた日本の課題認識から、「特別市」の必要性を改めて示したものである。制度の考え方については、議論を更に深めてきた内容を反映している。令和7(2025)年6月の総務省ワーキンググループの報告書で示された新たな個別分野に係る論点も十分に踏まえ、速やかに考え方を整理して記載した。その上で、令和3(2021)年11月の最終報告からの議論の進展と、指定都市市長会の強い意志を示すため、整理してきた制度の考え方を反映した地方自治法を改正する法制化案も掲載した。さらに、別冊資料として、「特別市」の実現による効果の事例や現在の水平連携等の主な取組事例も添付した。

まさにこの約4年間の議論を総括したフルセットのものとなっており、この報告書を用いて、国や政党等に対し、効果的な政策提言を行い、国等での議論を一層促進していくこととしている。

4 神奈川県内の動き

指定都市市長会と連携した国や関係者等への働きかけはここまで紹介してきたところであるが、神奈川県内での受け止めはどうか、神奈川県や横浜市、相模原市との関わりについても確認する。

(1) 神奈川県の見解と三指定都市の対応

神奈川県は、令和3(2021)年6月に有識者から成る「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」を設置し、その研究結果を踏まえ、令和4(2022)年3月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表した。その中では、「特別市」について、県民生活に

大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て法制度化することは妥当でないとされた。

こうした神奈川県動きに対し、その翌日には、県内の指定都市である川崎市、横浜市及び相模原市の三市長で「緊急声明」を発表した。神奈川県の見解は、日々、多くの住民サービスの提供を担っている基礎自治体である三市の現場の実態・実感と大きくかけ離れたものであることから、前向きで率直な議論を行うよう、神奈川県知事に対し、協議の場の開催を求めた。

(2) 四首長懇談会の開催

その後、三市長連名での申し出により、同年5月に「県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会」が開催された。「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について」をテーマに、三市長と県知事が意見交換を実施し、今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、トップレベルでの協議を行っていくことで合意した。



県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会(令和4(2022)年5月)
川崎市長、横浜市長、相模原市長、神奈川県知事が出席

同年7月には、三市長の共同記者会見で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表し、神奈川県の見解は、課題や懸念には当たらないことを説明した。

(3) 県内三指定都市での連携した取組

その後も三市においては連携を深め、職員レベル間でのやり取りも含めて意見交換や情報共有を日々行い、「特別市」の法制化の実現に向けて取り組んでいる。

議会の動きに目を向けると、本市議会においては、令和3(2021)年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を決議して国へ提出し、令和4(2022)年3月には「特別自治市の早期実現に関する決議」を採択している。

そのような中で、令和5(2023)年度からは、三市の市長だけでなく各市議会の議長、副議長も加えて一堂に会する「県内三政令市市長・正副議長懇談会」

を毎年開催し、「特別市」に関する意見交換を実施している。令和6(2024)年9月には、三市の共同メッセージをとりまとめて発表し、令和7(2025)年8月には、共同要請をとりまとめ、各市で分担して国や政党への要請活動を実施している。



県内三政令市市長・正副議長懇談会〔令和7(2025)年8月〕

5 本市単独の取組

以上のとおり、指定都市市長会や他都市と連携して「特別市」の実現に向けた取組を行ってきたところであるが、併せて本市単独での取組も実施している。

(1) 国への要請活動

令和3(2021)年度から、毎年の「国の予算編成に対する重点要請書」にて、特別市制度の創設を国へ要請している。要請は継続したものであるが、内容は国や指定都市市長会等での議論の進展に応じて毎年更新し、説得力を持って常に最新の動向を踏まえた必要性を伝えられるよう工夫している。

(2) 経済波及効果の試算

令和7(2025)年6月には、本市が「特別市」へ移行した場合に想定される経済波及効果の試算を行い、結果を公表した。市内における経済波及効果は634億円、圏域においては576億円という試算結果となった。市域内の経済波及効果を試算した例は過去に他都市でもあったが、市域外も含めた圏域へ及ぼす経済波及効果の試算は初の試みであり、各種報道でも取り上げられ、他都市からも関心が寄せられた。

(3) 本市職員の制度理解促進

対外的な取組に加え、本市職員としても新しい地方自治の仕組みである「特別市」の制度や必要性をしっかりと理解した上で日々の業務に臨めるよう、理解促進に向けた取組を実施している。具体的には、令和4(2022)年度から毎年、階層別研修など職員向

け研修において説明を実施するとともに、庁内各局区分向けの説明会や管理職会議での説明も実施し、「特別市」制度の意義について共通認識を持てるように取り組んでいる。

また、庁内の地方分権推進会議においても、毎年、「特別市」の最新動向や取組状況について報告し、庁内共有を図っているところである。

6 市民等に向けた広報活動

「特別市」を求める社会的な機運を高めるためには、市民等に「特別市」の意義を理解してもらう必要がある。令和4(2022)年度当初の段階では、「特別市」について聞いたことがない市民が多いと想定されたことから、まずは市民に知ってもらうことに力点を置いた広報を企画し、全市的に展開するようになった。その後、かわさき市民アンケートを活用した市民認知度の把握を試みる中で、回答の分析の結果、若年層への更なる訴求が必要であることが明らかとなったため、若年層が触れる機会の多い媒体による広報策の強化など、活動内容の工夫に取り組んでいる。

(1) 広報物の作成と展開

市民向けの配布物としては、パンフレットや啓発グッズ等を作成し、様々な広報活動に活用している。また、市民がいつでもアクセスできるものとして、令和4(2022)年7月から市長とタレントとの「特別市」に関する特別対談動画を作成し、インターネット上で公開した。現在、当該動画の公開は終了しているが、より最新の状況を反映した、市長による「特別市」の解説動画を引き続き公開している。



動画は
こちらから↓



令和5(2023)年度に入ると、若年層への周知を強化するため、4コマ漫画を使った解説チラシ「教えて!特別市」の発行を開始し、市立の小学校(5年生以上)、中学校、高等学校への配布を行った。当該チラシに登場するキャラクター「特別市子さん」は職員がデザインしたものである。親しみやすさを考慮し



教えて！特別市



特別市子さん

てデザインした結果、イベント等で来場した児童から「このキャラ知っている」といった声上がるなどの反応が生じている。

さらに、広報媒体についても工夫をし、市政だよりへの掲載やアゼリアビジョン、デジタルサイネージ等での表示のほか、最近では電車やバスといった公共交通機関内での放映・掲示や、無料動画配信サービス「TVer」での広告の掲出など、新しい媒体の発掘にも取り組んでいる。



南武線デジタルサイネージ



アゼリアビジョン

(2) 出前説明会の実施、市内イベントへの出展

市民への出前説明会を本格的に開始したのも令和4(2022)年度からである。各町内会・自治会を皮切りに各種団体へ働きかけを続け、出前説明先を広げているほか、出前説明を希望する団体から連絡を受けることも多い。説明会の場では、時に鋭い質問を向けられることもある中、直接の意見を伺いながらやり取りすることで、認知度や理解度の向上とともに、本市の制度検討や取組内容にもフィードバックできているものと考えている。こうした取組の結果もあ



出前説明会の実施



区民祭への出展

り、令和5(2023)年9月には、住民組織の代表である川崎市全町内会連合会から本市へ、「『特別市』の早期実現に向けた要望書」が提出されたところである。

また、毎年、市民祭りや区民祭など市内の各種イベントにも出展し、来場者向けの広報活動を実施している。年を追う中で、川崎みなと祭りや全国都市緑化かわさきフェアなど、出展するイベントも増やしてきた。最初の頃は、「特別市」について質問しても「特別区」と勘違いされることなどもあったが、年を重ねるごとに知っているという回答が増え、広報活動の積み重ねが成果として現れてきている。

(3) シンポジウムやトークセッションの開催

令和4(2022)年10月、川崎市指定都市移行50周年記念の大都市制度シンポジウムを開催した。市長、市議会議長、全町内会連合会の代表、学識者による意見交換を実施して、「特別市」をキーワードに、人口減少時代における大都市のあるべき姿と方向性を、参加者の市民にも投げかけた。

令和7(2025)年11月には、Colors,Future! Summit2025のカンファレンスとして特別市トークセッションを開催した。日常の身の回りのことについて、市と県のどちらが行っているのかをクイズ形式で参加者に問いかけたものであるが、市長とゲストの軽妙なやり取りにより笑いも起き、参加者の関心を引く内容となった。当日の様子は、YouTubeにて動画を公開しているため、ぜひ多くの方に御覧いただきたい。



特別市トークセッション
〔令和7(2025)年11月〕

動画は
こちらから↓



7 「特別市」の実現が導く未来

日本の地方自治制度のあり方については、最近、副首都構想への注目の高まりもあり、社会全体において議論が進展しつつある。令和8(2026)年1月に発足した第34次地方制度調査会においても、これから

の社会における、大都市地域の行政体制のあり方が調査審議事項とされた。それだけ国全体が今の日本に対する閉塞感、危機意識を抱えており、将来を見据え、制度や構造そのものの見直しにまで踏み込んで考えていかなくてはいけない時代に直面しているものと考えられる。

「特別市」の法制化は、自分たちのまちの未来を考え、どの大都市制度がふさわしいのか、自ら選んで決

めることを可能とするものであり、地方自治の理念にも沿うものである。同時に、「特別市」の誕生は、圏域における持続可能な社会の実現につながり、更に全国に複数の「特別市」が誕生すれば、多極分散型社会の構築にもつながっていく。日本全体の未来を見据えた重要な制度改革でもあるのである。本市は、この意義を広くしっかりと発信しながら、「特別市」の早期実現に向けて全力で取り組むものである。

「特別市」に関するこれまでの主な動向や取組経過

年月	主な出来事
昭和22(1947)年 5月	「地方自治法」施行(特別市制度の創設)
昭和31(1956)年 6月	「地方自治法」改正(特別市制度の廃止、指定都市制度の創設)
平成22(2010)年 5月	指定都市市長会「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」を発表
10月	川崎市「地方分権の推進に関する方針」を策定
平成24(2012)年 9月	「大都市地域における特別区の設置に関する法律」公布
平成25(2013)年 6月	第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
平成29(2017)年 3月	川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定
令和 2(2020)年11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置〔令和2(2020)年度～令和3(2021)年度〕 ※川崎市長もプロジェクトメンバーとして参加
令和 3(2021)年 6月	川崎市議会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を決議し、国へ提出
11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」をとりまとめ、公表
令和 4(2022)年 2月	川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を改訂
3月	川崎市議会「特別自治市の早期実現に関する決議」を採択
4月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を新たに開始〔令和4(2022)年度～令和7(2025)年度〕 ※川崎市長が担当市長(プロジェクトリーダー)を務める
5月	「県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会」を開催 持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について意見交換
7月	川崎・横浜・相模原の三市長が「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を共同発表
令和 5(2023)年 9月	川崎市全町内会連合会「『特別市』の早期実現に向けた要望書」にて川崎市長へ要望
令和 6(2024)年 9月	川崎・横浜・相模原「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、共同メッセージを公表
令和 7(2025)年 5月	「指定都市を応援する国会議員の会」の開催(全体会としては約14年振り)
6月	総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書」公表
7月	指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」を策定し、公表
8月	川崎・横浜・相模原「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、共同要請をとりまとめ
11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」をとりまとめ、公表
令和 8(2026)年 1月	「第34次地方制度調査会」発足